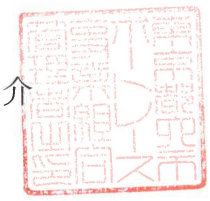
東京都六市ボートレース事業組合モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１１月１０日

東京都六市ボートレース事業組合

管理者　臼　井　伸　介



東京都六市ボートレース事業組合条例 第　６　号

東京都六市ボートレース事業組合モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京都六市ボートレース事業組合モーターボート競走事業の設置等に関する条例（平成２９年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第６条中「第２４３条の２の２第８項」を「第２４３条の２の９第８項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。